

国際日本文化研究センターメンタルヘルス等相談窓口設置要項

令和3（2021）年6月30日	所長裁定
令和8（2026）年8月6日	最終改正

（趣旨）

第1条 この要項は、国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）に置くメンタルヘルス等相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 相談窓口は、本センター職員の様々な悩みに対して相談を受け、助言を行い、本センター職員の心身の健康を図ることを目的とする。

（相談窓口を利用できる者）

第3条 相談窓口を利用できる者は、本センターに所属する次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）とする。

- （1）研究教育職員
- （2）特任研究員
- （3）機関研究員
- （4）プロジェクト研究員
- （5）外国人研究員
- （6）事務職員
- （7）技術職員
- （8）特任専門職員
- （9）事務補佐員
- （10）技術補佐員
- （11）リサーチアシスタント
- （12）大学院特別研究員
- （13）上記各号のほか所長が認める者

（相談窓口の業務）

第4条 相談窓口の業務は、職員等の次の各号について相談を受け、カウンセリングを行う。

- （1）職場における悩み
- （2）家庭における悩み
- （3）心理的、又は精神的な悩み
- （4）その他

（相談窓口の委託）

第5条 相談窓口の運営に関する業務は、外部の専門機関に委託することができる。

（守秘義務）

第6条 本センターは、職員等が相談窓口相談した内容について、相談者を特定することが可能な情報を得ないものとする。

(事務)

第7条 相談窓口に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3（2021）年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年8月6日から実施する。